

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)

本チェックリストは、検査官が検査を行うに際して全てのリスクに共通しているチェック項目を整理したものである。

本チェックリストの各項目は、証券会社経営を行うに当たって、リスク管理の基本となるものであり、特に、証券会社の取締役自身が認識し、実施していくことが求められているものである。仮にその認識が欠けている場合には、当該証券会社は、重大な経営リスクに晒されていることとなり、取締役の資質も問われよう(本チェックリストの各項目は、管理者及び監査役においても認識されているべきものであることは言うまでもない。)

検査官は、本チェックリストと各リスク管理体制の確認検査用チェックリストにより、各リスク管理態勢の検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性及び適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及びリスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、自社の負っている各種リスクの特性を理解し、自社の経営戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(2) 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能(取締役会の実効性の確保)	(2)① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、証券会社の信用の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会においては、証券市場の担い手としての重大な社会的責任を柱とした企業倫理の構築を重要な課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみでなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する重要な事項について議論しているか。	(注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅧに掲げる内容に加えて、社内内部規程を含むものとする。
	(3) 取締役会議事録等の整備 〔商法第 260 条ノ 4〕	(3) 取締役会議事録等の作成及び備置 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。 ④ 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。	
	(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、証券会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	
	(5) 証券会社自体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会においては、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか等の戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、短期的な収益確保を優先し、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。	
	(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、各種リスクの測定方法、モニタリング手法、管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。	
	(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会等において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、リスク管理の方針が組織内で周知されるように努めているか。 なお、取締役会において、リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは戦略目標の変化等に応じて随時に見直しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、規模、特性及び業務内容に応じ、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その全体のリスクの種類と程度を適時・適切に把握・管理できる体制となっているか。また、上記の管理体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門の分離など、相互牽制等の機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じて随時に見直され、戦略目標の変化やリスク管理手法の発達にあわせて改善等が図られているか。	
	(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うとともに、必要な指示を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うために、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容及び事故防止等のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	
	(11) 監査役会の機能発揮	(11)① 監査役は、リスク管理に関する取締役会等に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 ⑤ 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 ⑥ 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか 否かをチェックしているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、リスクの測定、モニタリング及び管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるように努めているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。	(注) 管理者とは、「リスク管理業務を所掌している部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理統括補助責任者」をいう。
	(2) リスク管理のための規程の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に従って、各種リスクごとに測定手法、モニタリング手法及び管理手法等を構築し、適切なリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得たうえで整備しているか。	
	(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、リスクの評価、モニタリング及び管理など、適切なリスク管理の実行についての責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせ、必要に応じてリスク管理手法や組織を見直しているか。	
	(5) リスク管理を行うための適切な人材配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいて、専担者の配置等リスク管理を行うための組織が有効な機能を発揮できるように、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等専門性を持ったスタッフを配置しているか。	
	(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力の向上のための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	
	(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、職員(管理者を含む。)が一定期間職場を離れるなど、事故防止の方策を採っているか。 なお、職場を離れる方策を採り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。	
3. 企業風土の醸成	(1) リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を収益を生まない部門であるとして軽視することが、企業収益に重大な影響を与え得ることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。 特に適切なリスク管理を行わないままに、短期的な収益確保を過度に重視した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 なお、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてもその考え方が浸透するように努めているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 管理すべきリスクの所在及び種類の特定	(1) 各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのか等について、継続的かつ連結ベースで特定しているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるように事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小等を判断し、実行しているか。	
2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規程の適切性	(1) リスク管理の手法及び規程の内容は、各証券会社の各収益部門の戦略目標あるいは取り扱っている業務や商品の内容からみて、適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、証券会社の日常業務の一部となっているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(2) 各業務部門における規程の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規程には、各業務ごとに手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が定められた規程に従い、かつ、手続きの遵守状況を検証しているか。 管理者は、これらの規程を適時、適切に見直しているか。	
	(3) 統合的なリスク管理	(3)① リスク管理に当たっては、海外拠点を含む支店等及び子会社等連結会社に所在する各種リスクを、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理できるものとなっているか。 ② リスクの統合管理を行う場合において証取法45条に規定されている弊害防止措置が適用される場合には適用除外にかかる承認を受けているか。	
3. 職責の分離	(1) 相互牽制体制の構築	(1) リスク管理部門の役職員が、収益部門に従事することにより、利益相反が発生していないか。また、利益相反について内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	
4. 情報伝達	(1) リスク管理部門の代表取締役及び取締役会等に対する報告	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理態勢の構築・管理をも含めて、代表取締役及び取締役会等に対して、直接に、必要に応じて随時に、報告を行っているか。	
	(2) 代表取締役及び取締役会等に対する報告の内容	(2) リスク管理部門は、代表取締役及び取締役会等に対して、解り易かつ経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	
Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注) 内部監査とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等(以下、「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含まない。
	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2) ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 ④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等引き続き責任を負っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 内部監査部門の管理	(3) ① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーデイター)を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1) ① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	(注)「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職(検査部長、業務監査部長等)を言う。
	(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2) ① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を証券会社の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は証券会社の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	
	(3) 情報等の入手体制の整備	(3) ① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。 ③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	
3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
4. 内部監査 規程等	内部監査規程等	<p>① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。</p> <p>(イ) 内部監査の目的 (ロ) 内部監査部門の組織上の独立性 (ハ) 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 (ニ) 内部監査部門の情報等の入手体制 (ホ) 内部監査の実施体制 (ヘ) 内部監査部門の報告体制</p> <p>② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。</p> <p>③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。</p> <p>④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。</p>	
5. 内部監査 計画	内部監査計画	<p>① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p>	
6. 内部監査 の実施	内部監査の実施	<p>① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。</p> <p>④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>	
7. 内部監査 結果の報告 及び問題点 の是正	(1) 内部監査結果等の報告	<p>(1) ① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) 問題点の是正	(2) ① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	(1) ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等(外部監査人による業務監査を実施している証券会社においては、当該外部監査人を含む。以下同じ。)による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 ② 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、一部の証券会社にあつては、会計監査人等の選任を義務付けられていない場合があるので、その点に留意する必要がある。)。また、海外に支店等を有する証券会社においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	(注) ここで言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続きの一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。ただし、各証券会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。
	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。		
(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。		